

長久手市省エネ家電製品購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 長久手市省エネ家電製品購入費補助金（以下「補助金」という。）は、電気料金高騰の影響緩和並びに環境に関する行動変容及び意識改革を図るとともに、気候変動の緩和及び市内経済の活性化に寄与することを目的として、一定以上の省エネルギー性能を有する家庭用電化製品に買い替えた者に対し、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、長久手市補助金等交付規則（昭和60年長久手町規則第6号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、補助金交付の対象となる家庭用電化製品（以下「省エネ家電製品」という。）の種類は次に掲げるものとする。

- (1) エアコンディショナー エネルギー消費機器の小売の事業を行う者その他その事業活動を通じて一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化につき協力を行うことができる事業者が取り組むべき措置（平成18年経済産業省告示第258号。以下「国告示」という。）1-3(1)の規定により算出された多段階評価点が3.0以上のもの
- (2) 電気冷蔵庫 国告示7-3(1)の規定により算出された多段階評価点が3.0以上のもの

(補助対象者等)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有し、自らが居住する市内にある住宅の既存のエアコンディショナー又は電気冷蔵庫を、同種類の省エネ家電製品に買い替え、居住する住宅に設置した者。なお、設置する住宅が自らの所有でない場合は、住宅の所有者から設置の同意が得られている者であること。
- (2) 市税を滞納していない者。
- (3) 転売を目的として省エネ家電製品を購入した者でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」とい

う。)又は同法第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

- (5) 本事業と補助対象が重複する国その他地方公共団体の補助金等が交付されていない者。

(補助事業機器の要件)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、前条第1号の買替え後の省エネ家電製品(以下「補助対象機器」という。)について、次に定める要件を満たさなければならない。

- (1) 新品(未使用品)であること。
- (2) 家庭用機器であること。
- (3) 既存機器の買替えのために自ら購入し、及び設置したものであること(リース及びレンタルを除く。)
- (4) 製造事業者による製品保証があること。
- (5) 令和5年8月1日から令和6年2月29日までに、長久手市内の販売店において購入し、設置されたものであること。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、補助対象機器の購入及び設置に要した費用(税込金額)とし、本体費用、工事等の設置に要する費用、設置に必要な部品及び付帯設備等の費用並びに送料とする。ただし、家電販売店のポイント等を使用した場合は、ポイント値引き後の金額とする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、次に定める額のうち、いずれか低い方とする。

- (1) 基本額

ア エアコンディショナー

補助対象機器に係る国告示1-3(1)の規定により算出された多段階評価点に1万円を乗じたうえで、1万円未満の端数金額を切り捨てた額

イ 電気冷蔵庫

補助対象機器に係る国告示7-3(1)の規定により算出された多段階評価点に1万円を乗じたうえで、1万円未満の端数金額を切り捨てた額

- (2) 上限額

補助対象経費の2分の1相当額を算出したうえで、1千円未満を切り捨てた額

(補助金の交付申請)

第7条 申請者は、令和5年8月14日から令和6年2月29日までに、長久手市省エネ家電製品購入費補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。なお、提出方法については、長久手市省エネ家電製品購入費補助金交付申請書(様式第1号)の提出に替え、市長が別に指定する方法により、申請することもできる。

(1) 補助対象経費に係る領収書又はレシート(以下「領収書等」という。)の写しで、次に掲げる事項が全て記載されているもの。

ア 購入日

イ 購入店名(市内販売店名)

ウ 購入製品名又は型番

エ 補助対象経費

(2) 補助対象機器の多段階評価点分かる書類

(3) その他市長が必要と認める書類

2 前項第1号に掲げる書類は、補助対象機器を購入した販売店が発行する長久手市省エネ家電製品販売証明書(様式第2号)をもって代えることができる。様式第2号は、前項の手続の際には写しを提出し、第9条の手続の際に原本を提出しなければならない。ただし、様式第2号中、3 設置場所情報については、本条の手続の際には記載を省略することができ、省略する場合には、第9条の手続の際に記載し、提出しなければならない。

3 第1項の規定による補助金の交付申請の受付は、予算の範囲内において先着順に行うものとし、予算の範囲を超えるときは、受付を停止する。ただし、予算の範囲を超えることとなった日の受付については、その日に到達したもののうち、その内容を審査し、適当と認めたものについて抽選を行い、受付の順番を決定するものとする。

4 市長は、第1項に定める補助金の申請期限が到来する前に、補助金の交付に係る予算が不足するおそれがあると認めるときは、交付申請の受付を中止することができる。

5 補助金の申請は、補助対象者の属する世帯につきエアコンディショナーと電気冷蔵庫のそれぞれ1回を限度とする。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じ調査を行った後、補助金の交付の可否を決定する。

2 市長は、補助金の交付決定に当たり、申請者に対して条件を付することができる。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付申請を適当と認めるときは、長久手市省エネ家電製品購入費補助金交付決定通知書(様式第3号)を申請者に送付するものとする。

4 市長は、第1項の規定により補助金の交付申請を不適当と認めるときは、長久手市省エネ家電製品購入費補助金不交付決定通知書(様式第4号)を申請者に送付するものとする。

(実績報告)

第9条 前条の決定通知書を受けた者は、当該決定通知を受けた日から起算して60日以内で、かつ、令和6年2月29日までに、長久手市省エネ家電製品購入費補助金実績報告書(様式第5号。以下「実績報告書」という。)に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 製造事業者が発行した補助対象機器に係る保証書の写し(型番及び製造番号が記載されているもの)

(2) 設置場所がわかる書類の写し(補助対象機器の納入日又は設置日及び納品先住所が記載されているもの等(納品書等))

(3) 買替え前の機器に係る廃棄物管理票(家電リサイクル券)の写し又は関連法令を遵守したうえで、購入した販売店に引き取られたことがわかる書類の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

2 前項第2号に掲げる書類は、補助対象機器を購入した販売店が発行する長久手市省エネ家電製品販売証明書(様式第2号)をもって代えることができる。その他運用は、第7条第2項を適用する。

(補助金額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、

その内容を審査し、必要に応じ調査を行った後、適当と認める場合には、長久手市省エネ家電製品購入費補助金確定通知書(様式第6号。以下「確定通知書」という。)により通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第11条 前条の確定通知書を受けた者は、当該確定通知を受けた日から起算して30日以内で、かつ、令和6年2月29日までに、長久手市省エネ家電製品購入費補助金請求書(様式第7号。以下「請求書」という。)に、確定通知書を受けた者名義の口座の金融機関名、口座の種類、口座番号及び口座名義人の名前がわかる書類の写し(通帳等の写し)を添付し、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第12条 市長は、交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の取消しを行うことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) 第10条に規定する審査の結果、不相当であると認めたとき。
- (3) 本交付要綱に違反したとき。
- (4) 補助金の交付を受けた補助対象機器を第三者に転売し、又は譲渡する等、本来の目的以外に対象機器を使用したとき。
- (5) その他市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定に基づき、補助金の交付決定を取り消した場合は、長久手市省エネ家電製品購入費補助金交付決定取消通知書(様式第8号)により申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助対象者に対し、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(財産の管理及び処分制限)

第13条 交付決定を受けた者は、補助金の交付を受けた補助対象機器を適正に使用し、交付決定日から起算して6年間(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に基づく)は、補助

金交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付け、売却、廃棄等の処分をしてはならない。ただし、市長が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、この限りでない。

- (1) 天災等による破損等、自己の責に帰すべき事由以外の事由で補助対象機器を処分するとき。
- (2) 初期不良又は故障により補助対象機器を買い替え、又は処分するとき。
- (3) その他市長が認めたとき。

(状況調査)

第14条 市長は、補助事業の適正な実施を図るため、必要な範囲において、申請者又は交付決定を受けた者に対して、調査等の協力を求めることができる。

- 2 申請者又は交付決定を受けた者は、市長が前項の協力を求めた場合は、これに協力しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月31日から施行する。